

指定建築物の建築及び指定工作物の築造に関する技術基準

昭和53年12月5日
告示第143号

指定建築物に関する技術基準（昭和50年別府市告示第110号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この技術基準は、別府市環境保全条例施行規則（昭和50年別府市規則第33号。以下「規則」という。）第20条第1項の規定に基づく指定建築物の建築及び指定工作物の築造による生活環境の保全について、必要な条件及び基準を定めることを目的とする。

（平2告示147・平14告示190・一部改正）

（駐車駐輪場施設）

第2条 指定建築物に附属する駐車場施設は、次の各号に定める基準によりその敷地内に設けなければならない。ただし、市長において敷地の状況、建物の用途その他の状況によりやむを得ないと認めるときは、指定建築物の敷地以外の適当な場所に設けることができる。

（1） 第20条の2に定める共同住宅（以下「共同住宅」という。）にあっては、当該指定建築物の居住予定戸数の2分の1以上の台数の自動車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の規定による普通自動車（以下「自動車」という。））を収容できる面積を有すること。

（2） 共同住宅以外の用途に供する指定建築物にあっては、当該指定建築物の床面積250平方メートル以内毎に1台の割合で算定した台数以上の自動車を収容できる面積を有すること。

（3） 共同住宅にあっては、当該指定建築物の居住予定戸数以上の台数の自転車、バイク等を収容できる駐輪場を設置すること。

（4） 前号に規定する駐輪場の面積は、1台当り1.2平方メートル以上とすること。

2 前項の規定によって設置する駐車場施設は、1台毎の区画を標示しなければならない。

（平2告示147・平14告示190・一部改正）

（電波障害の回復措置）

第3条 指定建築物の建築又は指定工作物の築造により電波障害を受ける者に対しては、当該建築物の建築又は当該工作物の築造前に通常受信していた電界強度及び画像の状態になるまで回復措置を講じなければならない。

（平14告示190・一部改正）

（補則）

第4条 この技術基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この技術基準は、公示の日から施行する。

附 則（平成2年10月1日告示第147号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年9月24日告示第190号）

この技術基準は、平成14年10月1日から施行する。